

議会だより



無病息災を願って -加美区西脇 西光寺-

12月定例会

- 統合給食センター建設費10億1500万円に賛否 ▶ 2
- 総合情報交流拠点まちの駅・たか(仮称)建設 ▶ 6
- 多可町議会基本条例(案)についてのご意見を募集します ▶ 20
- 議会の構成が替わりました ▶ 8
- 災害復旧に総額4億1000万円補正 ▶ 4



多可町内で頑張っておられる方を紹介する「カンパイ」シリーズを始めます。

今回は5人の子育てをされている竹本かおりさんを取材しました。竹本さん宅は夫の昭一さん・大将君(中1)・光輝君(小5)・ひよりさん(小3)・ひなたさん(小3)あいさん(2才)と昭一さんのお母さんの8人家族です。(上段の似顔絵はかおりさん作)

5人の子育ては大変だったのでは

「上4人が2才ずつ違うので大変やねと言われるけど、お風呂へ入れる時や食事の時が大変だったくらいでした。

今は2歳の子の面倒を上の子もたちが見てくれるので助かっています。それと大きな病気もなく健康で育ってくれたので助かりました。」

子供さんが多くて良かったと思うことは

「クリスマスや正月とかの行事の時に皆でワイワイと出来たり、上4人が野球をしていますので、皆で野球を楽しんだりしています。」



元気モリモリ

「類は友を呼ぶのか、私の周囲には4〜5人の子供の家庭が多いです。少子化になっている感覚は持ちません。多可町では親と同居家族が多いので子育てはしやすいと思います。やはり核家族では子供5人は育てるのに大変だったと思います。昔から子育てするのは田んぼのある自然豊かな所だと思っていました。」

子育てをしていくのに町や国への要望は

「子供が多いとやはり働きに行かなくてはならないので、保育所の充実ですね。例えば子供を連れて行けない用事のあるときに預かってもらえる、一時預かりがあれば助かりますね。」

(※現在は一時預かりの制度ができています。)

今から子育てされる方へのメッセージは

「子供が多いのは大変なこともありますが大変と思う量と同じくらい、うれしい事もあります。子供がいるから頑張れます。子供は多いほうが楽しいので、たくさんの子供のいる家族が増えればと思います。」



編集後記

今年は辰年、辰の字には「動いて伸びる」との意味もあるようなので、多可町が上昇に向かう年になればいいですね。議会広報編集委員が交代しました。新しい委員で苦勞しながら、やっと広報25号が出来上がりました。これからの2年間は山口邦・辻・藤本・横山・大山・秋田の6人で担当します。よろしくお願いします。

山口邦

統合給食センター建設費

10億1500万円

に賛否分かれる



老朽化が進む給食センター
— 八千代給食センター —

12月5日から22日の18日間の日程で開催した第42回定例会には、台風12号被害の復旧および多可町学校給食センターの建設費等を含む約12億円の補正予算案、和紙博物館条例の一部改正、青年の家の指定管理者の再指定、固定資産評価委員、教育委員会委員の任命など18案件が提案されました。いずれも慎重に審査し、原案の通り可決しました。

総事業費が未確定のまま ゴーサインを出すのか

町長より提案された一般会計補正予算案には、多可町学校給食センターの建設費10億1500万円が含まれています。

現在、各区にそれぞれ学校給食センターがありますが、八千代区の給食センターをはじめ、それぞれが大小規模の修繕が待たれる状態になっています。そのような中、議会では、これまでも給食センターの建て替えについて議論を重ね、新たな給食センターを建設し、それぞれ給食センターを廃止することとしてきました。

予算決算特別委員会

建設時期は今が最良

確かに少子化も進んでいます。先までは、予定の給食数が必要。何より今建設を先延ばしにすれば、3給食センターの修繕費に相当の予算が必要にもなり、固定費の削減も進められません。またチ

プボイラーの導入は、山林を守り、結果として住民の安全を守ることにつながります。採決に先立ちおこなわれた討論（意見表明）は下記のとおりです。採決の結果、賛成9人、反対4人で原案の通り給食センター建設に着手することにしました。

安田議員は、修正案の提案理由として①次回議会には、さらに数億円の追加が提案される予定だが、その金額は未確定。②12号台風被害箇所の復旧が先。③先に学校の統合をどうするのかを確定すべき。④急激な少子化の中、大きな給食センターが必要なのか。⑤熱源にチップボイラーを導入する予定だが、本当にそれでよいのか等をあげました。

反対理由

統合は十分検討を

現在、3ヶ所の給食センターのうち、八千代給食センターの施設が悪く、だまじだま使っているとのこと。

稼働している施設をまずは安全にすべきたと思えます。今、統合給食センター建設には反対します。

今、建てるな 給食センター

安田 昇司

総事業費が未確定の中で、取りあえず10億1530万円を補正しての給食センターは無茶です。追加分が1億円規模で必要。児童数が大減少する3〜4年先でも十分です。今は、先の災害復旧工事に全力を投入すべき時。財政力も考えるべきです。

建設予算の圧縮と 延期を

門脇 幸澄

10年後には供給数が千五百を割る人口減少時代に、予算規模が6億円から10億円以上に膨らみ、樺45本の伐採料5百万円、倉庫移転料9百万円も高すぎます。空調設備に1億1千万円は理解できない。予算圧縮と建設時期の延期を求めます。

賛成理由

給食施設も 台風復旧も必要

山口 邦政

この時期に議決しなければ「学校施設環境改善交付金」が受けられない、建設費が当初より増額になった点も説明に納得できません。充実した給食センターを目指した結果だと判断します。補正に計上された12号台風の復旧作業も急を要します。

建設やむなし

藤本 英三

9月の集中豪雨での復旧工事費の追加予算は必要不可欠です。学校給食センターは補正予算にしては余りにも多額過ぎますが、交付金の関係上、今年度が最適時と思われま

給食センター統合を 早期に

竹本 克之

八千代給食センターの老朽化を始め、3給食センターともに問題があり、国の補助を活用しながら統合新築が望ましく、また、その熱源は町が勧めるチップボイラーの活用が、電力不足や環境問題が叫ばれている今日に即応した施策と賛成します。

やる時は、今

大西 一好

学校給食センター統合新設の予算が大半(88%)を占めている。現在の3施設の①老朽化②法規制(調理方式、アレルギー対応、衛生管理)③食育(食を通して健康な生活習慣を身につける)や集約化による経費削減や特例債の活用ができる。

災害復旧に総額 4億1000万円補正

11月22日から25日までの4日間の日程で開かれた臨時議会と12月の定例会には、台風12号災害復旧に必要な予算が計上されました。

歳出 11月臨時補正予算・12月定例補正予算

| 款 | 11月補正 | 12月補正 | 補正後の額 |
|--------|----------|-----------|------------|
| 一般会計 | | | |
| 議会費 | | 3万円 | 1億1444万円 |
| 総務費 | | 906万円 | 16億7594万円 |
| 民生費 | | ▲2785万円 | 27億5839万円 |
| 衛生費 | | ▲807万円 | 9億8529万円 |
| 農林水産業費 | | 153万円 | 12億1112万円 |
| 商工費 | 4607万円 | 520万円 | 2億9621万円 |
| 土木費 | 45万円 | 97万円 | 18億5209万円 |
| 消防費 | | ▲492万円 | 5億5822万円 |
| 教育費 | | 10億1270万円 | 20億8062万円 |
| 災害復旧費 | 2億5728万円 | 1億5131万円 | 5億3414万円 |
| 諸支出金 | | 48万円 | 1億5720万円 |
| 歳出合計 | 3億0380万円 | 11億4044万円 | 143億2609万円 |
| 特別会計 | 45万円 | 5993万円 | 68億9218万円 |

* 予算金額は補正のあった科目のみです。合計は現予算の総計です。

提案された災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧工事費で1億5万円、野生動物防護柵集落連携設置事業補助金505万円、公共土木施設災害復旧費2億2300万円、下水道特別会計で45万円など、総額で4億1000万円です。

またあわせて11月補正には、(仮称)まちの駅・たか建設費4600万円、12月補正には統合給食センターの建設費10億1500万円が計上されています。

提案された予算案は、予算決算特別委員会で慎重に審査し、賛成多数で原案の通り可決しました。

賛成討論

被災地の復旧を早急に

大西 一好
台風12号による被害の補正が大半で、道路86カ所、河川194カ所、橋梁3カ所の被災件数を数え、その復旧費としてこの度の補正で85%2億5千7百万が上程されている。一日も早く完工して住民への安全安心を優先すべきと考える。

早期復旧が不可欠

藤本 英三
9月の台風12号・15号は本町にとって、被害総額約20億円を越す甚大な被害に見舞われました。1日でも早い復旧が望まれます。しかし、仮称「まちの駅・たか」については計画が甘すぎるので再検討が必要です。

青年の家等指定管理者の再指定

町内で唯一公募による指定管理をしている施設、対象施設は、青年の家(エコミール加美)、林業者休養施設(悠遊館)、温水プール(サンスイム加美)、運動公園施設(サン・スポーツランド加美の全天候テニスコート、ゲートボール場、野球場、クレーンテニスコート)、大平キャンプ場で、これら施設を一括して公募しました。

9月に募集要項を配布して現地説明会を開催

し、11社の参加がありました。最終的に1社の応募となりました。

11月に、多可町指定管理者選定等委員会を開催し、最終候補者として本社大阪の(株)エヌ・エス・アイを選定しました。

なお、この会社は平成19年度から5年間同施設の指定管理の実績があり、また多可町内の労働者の雇用など地域に対する貢献も広がっているとの説明を受け、全員賛成で議決しました。



(株)エヌ・エス・アイに管理をお願いしている施設 一かみ高地一

反対討論

給料減額に反対

草別 義雄
給料を0・3%〜0・5%(月額3000円〜5000円)減額改正される。勤労意欲が大事だと思えます。給料減額をすることは逆行だと思ひ反対します。

職員の住居手当など減額

職員の給料など減額改正をしました。50歳以上の職員を中心に、最大の

賛成討論

人事院勧告を尊重

竹本 克之
公務員給与については、民間との格差は正に人事院勧告によって決定されてきた極めて重い歴史があり、この度は減額勧告ですが、民間準拠の立場から重く受け止め、従うのが妥当と賛成します。

0・5%、108名を対象とした住居手当は900円の減額です。

総合情報交流拠点

まちの駅・たか (仮称) 建設

11月に開催された臨時議会で、「まちの駅・たか」(仮称)構想が提案され、賛成多数で議決しました。

まちの駅とは

ひと・テーマ・まちをつなぐ総合情報交流拠点であり、無料で休憩ができるまちの案内所で、トイレが気軽に利用でき、「まちの案内人」が地域の情報を知らせる、地域の人と訪れた人との交流、町の観光施設のネットワーク化など、もてなしの地域づくりをおこなうものです。

この事業は、森林林業緊急整備事業で、4607万2000円の事業費のうち、約7割の3258万3000円が県費で、設置場所は中区岸上の「夢蔵」近辺です。
なお、この構想に対して、目的意識がはっきりしない、進め方が本末転

倒などの意見が出ました。

基本コンセプト

- ①多可町における総合案内所、特産品の展示販売
- ②土・日も含めた観光案内が可能な町の拠点施設
- ③山田錦発祥の里からの発信拠点、町内産山田錦の日本酒が買える店
- ④町内特産品の展示・販売ができる中区の拠点
- ⑤町内施設をネットワーク化し、道の駅R427かみ、田園空間博物館との連携をはかるものとしています。

反対討論

必要とする理由が見当たらない

高澤 榮子

必要ならば、建てても構いませんが、①年度の終了も間近なこの時期に、ハコモノの建設を新規事業として急遽予算計上すること自体がおかしい。②事業計画がないため、施設の目的や使命もあいまいで、肝心のコスト意識も低い。

賛成討論

まちの駅は必要

秋田 清

山田錦発祥の町として町内外に情報発信する拠点づくりと、山田錦の更なる生産振興、農産物、特産品の販売に寄与できる施設で、都市と農村の交流の場にもなる。県補助金等を有効活用し、財源効率にも配慮した予算である。

まちの駅は不要の箱物行政

門脇 幸澄

まちの駅構想は突然で1か月の間にあつという間に決まり、議論も構想も経営体制も不十分です。後から指定管理料やエアコンや冷蔵庫などの追加予算が出てきます。消費不振の中、酒や紙販売は中途半端で、緊急不要の箱物行政に反対です。

人事

固定資産評価審査委員会委員

任期満了に伴い6名の委員の選任を、全員一致で同意しました。任期は3年です。

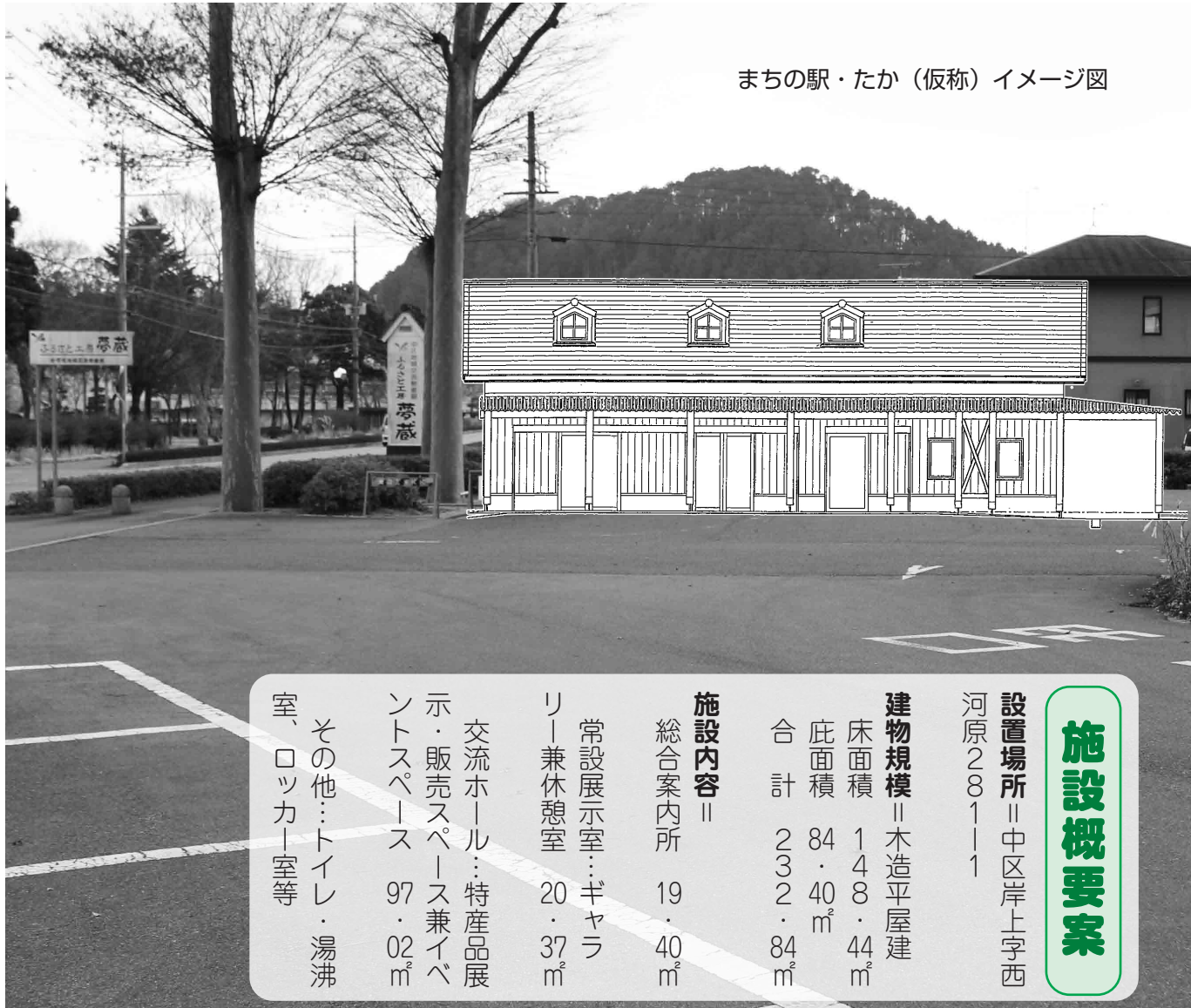
- 市位正稔さん(再) (八千代区大屋)
- 高田 昇さん(再) (中区西安田)
- 今中照子さん(再) (加美区箸荷)
- 渡邊春美さん(再) (八千代区俵田)
- 志水恒信さん(新) (中区安楽田)
- 安田利雄さん(新) (加美区岩座神)

教育委員会委員

教育委員の任命に全員一致で同意しました。

藤田裕子さん(新) (加美区山寄上)
新任の教育委員の任期は4年間です。

まちの駅・たか (仮称) イメージ図



施設概要案

| | | |
|------------------------------|---------------|-----|
| 設置場所 | 中区岸上字西河原281-1 | |
| 建物規模 | 木造平屋建 | |
| 床面積 | 148 | 44㎡ |
| 底面積 | 84 | 40㎡ |
| 合計 | 232 | 84㎡ |
| 施設内容 | | |
| 総合案内所 | 19 | 40㎡ |
| 常設展示室: ギャラリー兼休憩室 | 20 | 37㎡ |
| 交流ホール: 特産品展示・販売スペース兼イベントスペース | 97 | 02㎡ |
| その他: トイレ・湯沸室、ロッカー室等 | | |

生活環境建設常任委員会



委員長 辻 誠一
副委員長 門脇 幸澄
委員 安田 昇司
草別 義雄
大西 一好
山口 邦政
大山 由郎

総務文教常任委員会



委員長 藤本 英三
副委員長 竹本 克之
委員 高澤 榮子
横山 隼造
山口 雄三
秋田 清

議会の構成が 変わりました

12月定例議会で、議会役員の改選がおこなわれ、議長・副議長をはじめ、監査委員、各委員会等、次のとおり新しく変わりました。
新たな気持ちで、議会活動に取り組みます。



副議長
秋田 清



議長
玉臺 正明

本庁舎等計画に関する特別委員会

議長を除く13名で構成
委員長 竹本克之
副委員長 大山由郎

議会改革調査特別委員会

議長を除く13名で構成
委員長 大西一好
副委員長 大山由郎

議会広報編集特別委員会

委員長 山口邦政
副委員長 辻 誠一
委員 藤本英三
横山隼造
大山由郎
秋田 清

予算決算特別委員会

議長を除く13名で構成
委員長 秋田 清
副委員長 藤本英三

議会選出の各事務組合議会議員

◎播磨内陸医療事務組合
玉臺正明
草別義雄

◎西脇多可行政事務組合

玉臺正明
安田昇司
門脇幸澄

◎氷上多可衛生事務組合
(南桃苑)

秋田 清
山口邦政
大山由郎



監査委員
草別 義雄

議会運営委員会



委員長 高澤 榮子
副委員長 安田 昇司
委員 藤本 英三
辻 誠一
秋田 清

◎北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合
(わかあゆ園)

秋田 清
大西一好

◎北播磨清掃事務組合
(みどり園)

秋田 清
安田昇司
草別義雄

◎北はりま消防組合

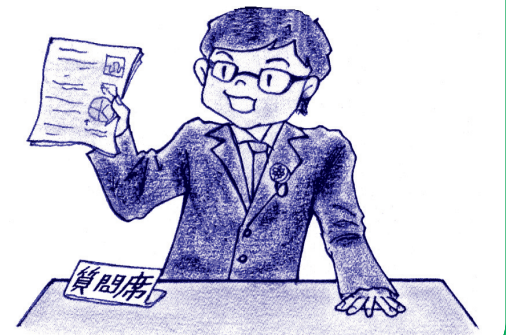
玉臺正明
辻 誠一

◎兵庫県後期高齢者医療
広域連合

山口雄三

こんなんでない これどうなってるの

12月定例会での一般質問は、
12月15日に行われ、7人の議員
が行政全般について質問しました。



※内容は次ページからですが、
紙面の都合上カットしている質問もあります。

| 質問議員 | 質問要旨 | 掲載ページ |
|---------|------------------------------|-------|
| 山口 邦 政 | 災害時援護者名簿の情報提供を | 11 |
| 門 脇 幸 澄 | 学校と教育環境の諸問題 | 12 |
| | 上下水道事業の民間委託を急げ | |
| 藤 本 英 三 | 産坂峠の道路改良が必要 | 13 |
| | どうなった企業誘致 | |
| 高 澤 榮 子 | 児童福祉は町の責務だ | 14 |
| 安 田 昇 司 | 高齢者等にやさしいバス停を | 15 |
| | 地元企業への雇用対策を強化するための職員配置はできないか | |
| 大 山 由 郎 | 高齢者の就業機会の充実・拡大 | 16 |
| 辻 誠 一 | 県行革の影響から住民を守れ | 17 |

問 災害時援護者名簿の情報提供を 答 災害時には情報提供します



山口 邦 政 議員

山口 災害時援護者名簿作成について、各集落では町より個人情報に関する資料の提供が受けられないため、独自に集落内の調査を行い支援のマニュアルを作成されています。

町長 個人情報の保護も重要で、町も「個人情報保護法」も解釈次第で災害時支援などの理由で個人情報を出すことも可能ではないか。現行の条例では情報提供できないので条例改正をしたり、情報提供を取り扱い要件の条例を制定している自治体もあります。災害時の支援対策が町の重要な政策だと考えるなら、情報の提供をできる体制を整えるべきです。保護法や保護条例の中でどこまで情報提供ができるか。

町長 要援護者名簿は住所や氏名を記述し特定の個人を識別できるので個人情報となります。ただ、町の個人

情報保護条例の規定では災害時には要援護者の名簿の提供はできます。防犯上、町が所有している名簿は有事の際には提供できませんが、有事に提供しても有効か疑問です。地域の方が情報を出し合って作成した名簿が有効と考える、自主防災組織にお願いしています。

山口 条例の改正や制定を行い情報提供する考えはないか。

町長 東京都の渋谷区や中野区等では条例制定で事前に提供しているようですが、近所付き合いの希薄な地域です。本町の場合地域の絆ができていますので、集落で作成をお願いしています。情報を積極的に提供できる方法は研究課題とさせていただきます。

山口 災害時にすぐに対応できるように、行政内で災害時援護者の名簿は各課間を越えて共有できるか。

町長 「潜在的な要援護者台帳」は健康福祉課で、「全世帯構成員台帳」は住民課で保管しています。災害時の緊急時は両課を中心とした災害時支援班で情報共有をはかる体制です。



災害支援を検討中 一中村町一



門脇 幸澄議員

問 学校と教育環境の諸問題

答 武道場建設の予定はない

門脇 ①来年度から剣道が必須になり、八千代区のみ武道場がない。整備する計画はないか。
 ②八千代中学校ではプール跡が駐車場になり、教職員は狭い農道を通らねばならず安全確保のため、農道の拡幅、カーブミラーの設置、溝へグレーチングの設置、進入路等の必要性があるが。
 ③小中学生の通学路である中野間中央線(旧6号線)は通行止めになっているが修復工事を急げ。
 ④兵庫県公立高校の通学区が16から5区への拡大再編されようとしているが、教育長の見解は。
 ⑤A・L・Tの授業時間とその他の教育評価は。
 ⑥中学理科の先生が一人の学校があるが対策は。

教育長

①武道場建設はせず体育館で武道の指導をします。
 ②危険な箇所には、すでにカーブミラー設置を指示しています。安全確認



拡幅が必要な町道 一八千代中学校横一

と徐行運転の励行で事故防止に努めていきます。
 ③中野間中央線は2箇所被災しています。うち1箇所は仮復旧により、12月5日より自転車通行可能。県に一日も早い全面復旧を要請しています。
 ④通学区の拡大再編の理念は賛成しますが、通学区は改善の余地があります。
 ⑤A・L・Tは週15〜17時間授業をしており、興味の引出しやリスニング力向上に役立っています。

上下水道事業の民間委託を急げ

門脇 多可町の水道普及率も下水道普及率も90%台と高いが、施設数が多くあり料金は他市町と比べて2倍以上高い。また下水道事業の借金は123億円もある。

施設の統廃合や組織のスリム化を進めることでコスト削減をはかり、料金を下げる必要があります。上下水道事業の組織の一本化と業務委託を進めるため、民間委託をしていくべきだ。

早い時期に民間委託する

町長 条件不利地域が多く、料金も高い。多可町も検討など一部業務委託をしています。今後民間の優れた技術力とノウハウを取り入れた包括的委託を検討したい。
上下水道費 人口減少と施設の老朽化に備え、下水道施設については、段階的に6施設の統廃合を進める一方、民間委託に取り組み、維持費等コスト削減をはかり、持続可能な住民サービスを維持していきたい。



藤本 英三議員

問 産坂峠の道路改良が必要

答 早期着手に向けて要望します



交通難所の産坂

藤本 県道多可・北条線の産坂が急カーブ・急勾配・幅員の狭小のため、非常に危険な道路です。朝夕の通勤・通学時には過去5年間で11件の交通事故が発生しており、その内自転車関係した事故が4件です。この道路は八千代区の南地域と西脇市芳田地域の多可高校生(25人)の通学道路となつています。特に冬場となりやすくと、積雪や凍結の恐れがありますので、

車はもちろん自転車にとっても交通難所となります。死亡事故が起きてからでは遅いので早急に道路改良が必要です。

町長

工事の難関部分と思われれます。一部用地買収が必要ですが、構造上道路改良は可能です。多可町の道路整備として、兵庫県の第2次社会基盤プログラムに入っておりますが、引き続き要望してまいります。

どじょうがなくなった企業誘致

藤本 平成22年3月に(株)小倉製菓の親会社の大阪浜美屋ホールディングス(株)が加美区山寄上に進出企業として、協定を結ばれました。

この会社はおかき製造会社として杉原川の最上流の加美区山寄上で農地を守りながら、おかきの原料の米を栽培し、製造・販売の予定で平成22年8月に工事を着手して平成24年の春にオープン予定と聞き及んでおりま

当面の間延期

したが、未だ工事に至っておりません。
 3月11日の東日本大震災が起き、また急激な円高で厳しい経済状況ですが、町に何らかの説明があったのでしょうか。また協定書には操業予定は明記してあったのでしょうか。

町長

「会社の経営戦略として新しい商品開発に準備期間を要しますので、今しばらくお待ちください」と平成23年4月28日に文書を頂きました。地元山寄上にも説明がなされ納得されています。また協定書につきましては地元と会社との自然農法の協定書なので、操業時期は明記してありません。



高澤 榮子 議員

問 児童福祉は町の責務だ

答 一体的・総合的な施策が可能に

高澤 2年前、教育委員会の下で「こども未来課」がスタート。保育所をはじめ子育て支援や児童福祉を、教育委員会が担うようになったが、障がいのある子やひとり親家庭等への支援は健康福祉課と、窓口は分断されています。
①現組織体制でのメリットはどこで、問題や課題は。
②今のこども未来課では何もかもが一緒だと、子どもの育ちにとっては十分なスタッフ体制とはいえない。少なくとも学校教育と幼児教育・保育分野にわけた2課体制が必要だと考えるが。
③とはいえ、0才から18才までをフォローしていく児童福祉の体制は、教育委員5人の合議制機関である教育委員会ではなく、住民と直結した仕事が責務の町が取り組むべきです。



みんなで仲良く 一みどり保育所一

今一度、「子どもの視点」にたった「子ども行政」とは何か。庁内でしっかり議論し、あるべき組織体制を構築する。その上で、もどすべきものはもどすことも行政の取るべき道だと考えるが、このことについてはどうか。
教育委員会から町長部局へ移した生涯学習についても再考すべきです。

教育長 ①メリットは私立を含め小学校・幼稚園・保育所、青少年センター等の連携がより一層はかられたこと。相談窓口も充実してきました。
問題点は、国の所管が幼・保で分かれていること。学校教育・社会教育、子どもの3課が一緒になったので事務量が増えたこと。健康福祉課と

の連携も常にとらなければならぬことです。
②教育委員会が一体的に子どもの育ちを支援するのが当町では望ましいと考え、当分はこのままです。しかし、1課にこだわらなくてもいいと考えています。
③これからは、国の障がい児や子どもの施策に、大きな変化が予想される。見直しの必要もあるかもしれない。
社会教育・生涯学習については、今後も関係各課と成果と課題を検証し、協議しながら推進していきたいと考えています。



安田 昇 議員

問 高齢者等にやさしいバス停を

答 要望箇所は今年度にも対応

安田 一日旅行に参加して、トランクも利用しての土産一杯の帰りのバスで、バス停の不便なことにビックリしました。朝は荷物も無いし明るいですが、帰りは暗いのですが、問題は帰りです。
荷物がある、暗い、疲れている、条件が違うのです。具体箇所を国道427号加美区内に絞ってみてみても、簡単な修繕で大きく改良できるバス停が、たくさんあります。
数件紹介しますと、月ヶ花バス停、もう少しバス停部分のガードレールをバスの長さ程に幅を広く外す、熊野部と豊部南口はマウンドアップの分をバスが歩道側へ1m程度左へ寄れるように長く切り下げてもらう。
豊部北口、ここは歩道も無い道路幅員も狭い、前がカーブでもあるバス停で、3m程度の鉄板の溝蓋があるだけ、5人も

降りる人があれば、まさに一杯で見えていても危険です。
ここは正式なバス停が欲しい所だが予算も大変なら、取り敢えずは側溝に溝蓋をするだけでも大きく改善できる。
大袋バス停は歩道の植樹帯をバスの長さ程度除去してもらう。
多可町内には、ちょっとした心遣いの修繕工事で見違えるように便利になるバス停が、この他にもたくさんあります。
ガードレールの取り外し、溝蓋設置、歩道の切り下げ等の、ちょっとした修繕工事で、高齢者等の交通弱者が、バスにスムーズに乗り降りできれば出不精になります。この際、町内のバス停を総点検して、必要あれば町対応での整備も含めて考えるべきと思うが、町長の見解はいかがですか。



本当にこれは危ない！ 一豊部北口バス停一

町長 確かに南行きバス停は整備がされていない。軽微の整備は神姫バスとも調整をして、県へお願いします。今年度の県の事業で地域の夢推進事業、それから生活道路緊急整備事業で取り組ん

でもらいます。バス停の路肩拡幅、側溝の蓋掛け等の安全安心な生活道路確保の事業です。ご指摘の豊部北口のバス停については今年度実施してもらいます。



大山由郎議員

問 高齢者の就業機会の充実・拡大

答 高齢社会システムづくりに努力

大山 高齢化社会が急速に進む中、「元気なうちは働きたい」と考える高齢者が増えています。高齢者の就労は経済上そして生きがい対策としておこなうもので、趣味と実益を兼ねた生産活動の場の提供、知識の修得、技能の再教育、教養学習などの総合的対策は、シルバー・サービス行政としての重要課題です。

「第二の長寿社会」を形成しようとしている近年、最も大切なことは、高齢者の活力を地域活動に組み入れ、孤立させない体制を築き、自身の主体性を尊重する環境整備が重要だと思っています。

長寿社会とは、経験豊かな高齢者が積極的に活躍する社会、住み慣れた地域で自立して住み続け、体力が衰えた場合も介護など何も心配のない社会と定義づけたいと思います。夢と希望のある多可町を築きあげるため、介護

保険制度と併せて高齢者の生きがい対策などに真剣に取り組み、幅広い調査研究を進めるべきです。



元気なうちは働きたい

町長

町の総合計画の基本目標である、「笑顔でつつむあったかいまち」を掲げて高齢者の活躍の場づくりを進めています。

老人力を活かした社会参加、参画される場づくりを積極的に進めながら、今年度の高齢者計画、健康増進計画の見直しもしています。今後は地域の実情や特性に応じた効果的な福祉活動組織、ネットワークの構築が大事な課題だと思えます。

豊富な知識や経験、技術を生涯学習、生きがい活動の中でどう活かしていただくか、各課で十分な連携を取りながら、新しい高齢社会システムづくりに向けて努力をしていきます。



辻 誠一議員

問 県行革の影響から住民を守れ

答 県の動向を見定めてから

辻 県は、平成24年7月より重度障害者医療費助成事業と乳幼児医療費助成事業を世帯合算で所得の判定をする方式に変えようとしています。

この方式が変われば重度障害者医療では2・6%の人が、乳幼児等医療では6・2%が対象から外されます。

今子育て世代は、扶養控除と子ども手当の縮小で増税されようとしています。このようなときに子どもの医療費の助成事業まで縮小しては、子育て支援の後退どころか逆行にすらなると考えます。

町長は県に対して県町村会会長としてどのようになすか。また、仮に県がこのたびの計画を強行した場合、私は新たに対象から外される人は、町の単独制度でもってカバーすべきだと考えますが、町長いかがですか。

町長

現在多可町では重度障害者医療費助成では県の重度障害者医療費助成の補助対象範囲を拡大し、身体障害者手帳の1級〜3級、療育手帳のA・B1・B2判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象としています。また、乳幼児等医療費助成では、0歳から小学校3年生までの医療費及び4年生から中学校3年生までの入院に係る医療費を無料とし、4年生から6年生までの外来医療費も2割負担としています。

現行制度では、所得判定対象者を世帯の最上位所得者としています。世帯合算での判定は、世帯の総合力を知るという意味からも望ましいと考えておられるようです。

県には平成24年7月からの導入予定時期を延期するように県下33市町で強く要望をしています。多可町の場合、世帯合

算での判定が変われば、乳幼児等医療費で6・2%、重度障害者医療費で2・6%の方が対象から外れます。これらの方を町費でカバーするためには、新たに830万円

程度必要になります。町費でこの分をカバーするかどうかについては、今後の県の動向を今しばらく見定めてから考えます。



すくすく元気に ー4か月児健診 アスパーー



命を守る講習会 —アスパル—

③ 自動体外式除細動器 (AED)の設置について
(要望) AEDは、子どもからお年寄りまで命を救う機器である。町内に設置されている箇所は限られているため、緊急時に対応できない。町の方で各公会堂に設置してもらえないか。強く希望する。財政的に難しいのであれば、各集落で設置する際の助成制度をつくってほしい。

(回答) AED普及推進計画については、現在見直し策定中の健康増進計画策定委員会で検討を頂いております。ご提案の主旨をふまえ、策定委員会にお諮りしながら、協議検討をしていただこうと考えております。

④ 八千代北小学校の統合問題について
(要望) 八千代北小学校PTA会長が地域協議会で平成26年度に八千代北小学校が廃校になると聞いたようである。それは本当なのか。住民にまったく説明がされないまま、そのような協議が進んでいるのなら問題である。
(回答) 現在、本町では「明日の多可町を担う人づくり」を目指し、学習の機会と学習の場所の充実をはかりながら、「生きる力」を育成できるように、平成22年度に検討委員会を設置し、学校規模、効果的な運営のあり方を検討いただいております。平成23年2月には検討委員会で保護者向けに学校規模適正化に対する意識調査もされ、平成23年度中には検討委員会から学校規模適正化に向けた基本方針を策定し、学校規模の適正化に向け、保護者や地域の皆さんと

検討をしていきたいと考えています。
⑤ 住民懇談会の実施について
(要望) 審議会や協議会を設置しているような事業を展開されているが、事業実施を前提に審議会や協議会が開催されていると思う。合併特例債があるから事業をするのではなく、住民懇談会を実施するなどして、もっと住民の意見を聞いてほしい。
(回答) 各種の事業や計画策定に当たっては、住民代表の審議会や協議会を組織いただき、具体的な協議をお願いしております。更に、住民皆さんに大きな影響があると思われる事業の計画に先立っては、ご指摘のような住民説明会を開催してきた経緯がございます。例えば、合併に際しましては、旧町単位で各集落での懇談会を実施いたしました。合併後におい

平成23年 第2回議会報告会 来場者数

| 開催日 | 場所 | 校区 | 来場者 |
|-----------|--------------|----------|-----|
| 11月 7日(月) | かみ総合福祉センター | 杉原谷小学校区 | 13人 |
| 11月 8日(火) | 交流会館 | 松井小学校区 | 16人 |
| 11月 9日(水) | 那珂ふれあい館 | 中町北小学校区 | 14人 |
| 11月10日(木) | 多可町中央公民館 | 中町南小学校区 | 17人 |
| 11月11日(金) | なごみの里「山都」 | 八千代西小学校区 | 4人 |
| 11月12日(土) | モルゲンハイト八千代 | 八千代北小学校区 | 16人 |
| 11月13日(日) | 八千代コミュニティプラザ | 八千代南小学校区 | 11人 |
| 来場者合計 | | | 91人 |

ては、たかテレビの導入に伴う全域の情報整備に際しまして、各集落で説明会を開催いたしました。今後も、必要な事案に際し集落や地域に入っての住民懇談会を開催し、皆さま方のご意見を伺いたいと考えています。

第2回 議会報告会を開催

(議会改革調査特別委員会)

多可町議会では、議会改革の一環として平成23年11月7日(月)～13日(日)にかけて、小学校区毎の町内7会場で第2回目の議会報告会を開催し、住民の皆さまよりたくさんのお問い合わせやご意見を頂戴しました。

議会報告会でいただいた多くの意見や要望の中から、19項目について町長に対して要望書を提出しました。要望と町長からの回答のうち、紙面の都合で6項目について掲載します。

(詳細は議会HPに掲載)

① 上下水道料金の統一について

(要望) 合併して6年が経過するが、上下水道料金が統一されていないことに驚いた。多可町を一つにするためにも、早急に上下水道料金を統一すべきである。

(回答) 多可町の水道料金及び下水道使用料は、現在、区毎に異なっております。このため、合併後の住民サービスの公平性を確保する観点から水

道料金、下水道使用料の統一をはかるとともに、公平でわかりやすい、今後の料金体系のあり方について、その方向性を見いだすための検討を「多可町水道委員会」に諮問してまいります。来春には委員会答申が出される予定です。それを受け、町としての方針をまとめ議会承認を得た後、新たな料金体系に対する住民周知と理解をはかっていきます。

② ため池改修工事に係る地元分担金について

(要望) 危険ため池に指定されているため池を改修することになると、高額な事業費となり地元分担金も生じてくる。しかし、農業に関心がなくなり地元分担金が支払えな



多くの要望をいただきました報告会 —モルゲンハイト八千代—

い状況である。このままの状態にしておけば、いずれは堤体が崩壊して下流の農地や住居に迷惑がかかる危険がある。そのため地元分担金の減免など町の支援をお願いしたい。
(回答) 警戒ため池については、現場状況等によ

り指定がなされています。受益者同意を得ながら早急に工事が望まれ、適用する事業についても現場に適切な内容の検討を続けてまいります。地元分担金につきましては、土地改良等分担金徴収条例により対応しております。

多可町議会基本条例(案)

目次

前文

第1章 目的(第1条)

第2章 議会・議員の活動原則(第2条—第4条)

第3章 町民と議会の関係(第5条—第7条)

第4章 議会と町長等の関係(第8条—第10条)

第5章 討論の拡大(第11条)

第6章 議会及び議会事務局の体制整備(第12条・第13条)

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第14条—第16条)

第8章 議会基本条例の遵守(第17条)

第9章 遵守義務と見直し手続き(第18条・第19条)

附則

多可町議会(以下「議会」という。)は、多可町民(以下「町民」という。)から選挙で選ばれた多可町議会議員(以下「議員」という。)により構成され、町民の代表機関であるとともに多様な意見や利益を代表する役割を担っています。

地方分権の流れのなかで、地方自治の範囲が拡大した今日、議会及び議員は二元代表制の一翼を担う責務を自覚し、自らの改革を推進しながら町民への情報提供と共有化は勿論、公平、公正、透明性の確保に努め、町民の町政への参加を求める開かれた議会づくりを進めていきます。

議会では、町民参加を受けて意見交換を図り、議員間討論の活発化によりその論点と課題を明確にし意見の集約化しながら、政策提言や政策立案を積極的に行い適切な政策決定と執行の監視をしていきます。

ここに、議会の使命を達成するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)が定める概括的な規定を遵守し、町民に信頼される議会を目指し、議会に関わる基本的事項について、この条例を制定するものです。

第1章 目的
(目的)
第1条 この条例は、地方分権・地域主権の時代にふさわしい議会を目的とし、議会及び議員活動の活性化と充実並びに情報公開による透明性や公平・公正の確保のために、議会運営の基本事項を定め、町民が主人公の安心して暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的とします。

第2章 議会・議員の活動原則
(議会の活動原則)
第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行います。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、町政運営を監視します。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、政策提言に努めます。
- (3) 開かれた議会を目指し情報公開に取り組みとともに、議会の議決又は

運営について説明責任を果たします。

- (4) 町民の傍聴、視聴の意欲を高める議会運営に努めます。
- (5) 議会運営に関わる条例、規則、基準を継続的に見直します。

(委員会の活動原則)
第3条 委員会は、次に掲げる原則に基づき活動を行います。

- (1) 専門性を活かした運営を行い、審査にあたっては、委員間討論を重視し、町民に対して分かりやすい議論に努めます。
- (2) 委員長は、委員会を公平、中立の立場で運営します。
- (3) 町民の傍聴、視聴の意欲を高める委員会運営に努めます。

(議員の活動原則)
第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行います。

- (1) 議会が言論の府であることを十分認識し、議員間の自由な討議を尊重



老朽化の激しい加美駐在所

⑥ 北はりま消防本部
多可消防署について
(要望) 旧杉原谷診療所跡を利用して北はりま消防本部多可消防署加美駐在所が老朽化により、雨漏りがしている。加美区の常備消防の施設として、早急に改築をし消防体制の充実をはかっていただきたい。

(回答) 昭和46年に旧郵便局舎を移設建設され、40年以上経過する施設を加美駐在所として利用しています。この間、度々改造し、指摘のとおり変遷著しく老朽化しているのが現実です。北はりま消防本部と調整し、改修計画を進めます。

多可町議会基本条例(案)についての「ご意見」を募集します。

多可町議会・議会改革調査特別委員会では、「多可町議会基本条例(案)」について、広く町民のみなさんからご意見を募集します。

趣旨

地方分権の拡大とともに、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の使命も重くなりその意を果たすために、議会及び議員の活動原則を定めるものです。

ご意見募集期間

平成24年2月1日～
平成24年2月29日

ご意見の提出方法

郵送・持参・FAX・メールのいずれかの方法で多可町議会事務局まで提出してください。電

話・来庁による口頭での意見は受け付けません。(個人情報、意見内容の確認のみに利用します。)

意見書の様式

任意様式

記入項目

- ①あて先 多可町議会事務局あて
- ②住所・氏名・電話番号を明記(記入されていない場合は対象外となります。)
- ③題名 「多可町議会基本条例(案)」に対する意見
- ④意見として
ア 該当項目(案のどの部分についてかを明記)
イ 意見
ウ 理由

条例案の閲覧

議会事務局・加美コミュニティプラザ・八千代コミュニティプラザ

意見の公表等

いただいたご意見は「議会改革調査特別委員会」で協議します。協議の結果、条例案を修正した場合後は後日公表します。なお、いただいたご意見に対して個々に直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

議会事務局
〒679-1192
住所…多可町中区中村町123
FAX…0795-32-4969
メール…gikai@takacho.jp

します。

(2) 町政全般についての課題及び町民の意見、要望を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽によって、町民の代表としてふさわしい活動をします。

(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。

(4) 議会基本条例の理念、目的、条項及びこれらに基づいて制定された議会関係条例等を遵守し、その責任を果たします。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び情報公開)

第5条 議会は、町民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、町民に対する説明責任を果たします。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の公開に努めます。

3 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置づけ、その審議及び調査にあたっては提出者の意見を述べる機会を保障します。

4 議会は、町民との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに政策提言の拡大を図ります。

(広報活動の充実)

第6条 議会は、議案に対する各議員の対応や一般質問等の内容について、議会だより等で公表します。

2 議会は、たかテレビ、防災行政無線、インターネットを通じ、議会の活動を町民に周知するように努めます。

(議会報告会)

第7条 議会は、議決案件の討議内容及び議決結果について、議会報告

会を年1回以上開催します。

2 議会報告会は、議会の結果報告だけでなく、町政全般に関する課題について町民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言に活かします。

第4章 議会と町長等の関係

(議会及び議員と町長等の関係)

第8条 議会審議において議員と町長等は、緊張の保持に努めます。

2 本会議における質疑、一般質問は広く町政上の論点及び争点を明確にするために、一問一答方式で行います。

3 議長から本会議又は委員会に出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができま

第9条 議会は、町長が提案する「重要な計画・政策、事業」について、論点を明確にし、政策水準の向上と町民への情報公開のために、町長に対して、次に掲げる事項の説明を求めます。

(1) 政策実施の必要性
(2) 提案に至るまでの経緯
(3) 総合計画との整合性
(4) 政策の実施に係る財源措置
(5) 町民参画の有無
(6) 将来にわたる効果とランニングコスト
(7) その他、議会が必要と認める事項

(議決事項の追加)

第10条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次の各号に掲げるとおりとし、町政全般にわたる重要な計画等について、議会と執行機関がともに町民に対する責任を担いながら積極的に町民の意見を反映し、透明性・公平

性の高い町政に資するものとし、

(1) 総合計画に関する計画
(2) 都市計画、上下水道等に関する計画
(3) 社会福祉に関する計画
(4) 産業振興に関する計画
(5) 生活の安全、交通、環境に関する計画
(6) 教育に関する計画
(7) 次世代育成に関する計画
(8) 男女共同参画に関する計画
(9) その他、議会が必要と認める計画

第5章 討議の拡大

(討議の拡大)

第11条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議長は、議

員相互間の自由討議を中心に運営します。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案を審議して結論を出す場合、議員相互間において十分な討議を尽くして合意形成に努め、その結果について町民への説明責任を果たします。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第12条 議会は、議員の資質及び政策提案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書の実を充実するとともに公開します。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務能力の充実強化を図りま

す。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、町民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、町民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品格を保持し、識見を養うように努めます。

2 議員の政治倫理規程は別に定めます。

(議員定数)

第15条 議員の定数は、多可町議会議員定数条例の定めるところによります。

2 議員定数条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとし

3 前項の規定に基づき委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけでなく町政の現状と課題、将来の予測と展望、近隣市町、類似団体との比較検討を十分するとともに、町民の意見を聴取するための参考人制度、公聴会制度を活用するものとし

(議員報酬)

第16条 議員報酬は、多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによります。

2 議員報酬を定める条例の改正案は、地方自治法第74条1項の規定による町民の直接請求があった場合及び多可町特別職報酬審議会の答申に基づき町長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとし

第9章 遵守義務と見直し手続き

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定された条例、規則等を遵守して議会運営にあたり、もって町民を代表する合議制の機関と

3 前項の規定に基づき、委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけでなく議員活動の評価等に関し、あらかじめ当該改正案を町民に公開して意見を求め

第8章 議会基本条例の遵守

(最高法規性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならないものとし

附則

この条例は、公布の日から施行する。